



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 24(2), 192-195
Issue Date	1973-12-15
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16152
Type	other
File Information	24(2)_p192-195.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○昭和四八年四月二〇日（金）午後一時半—五時

「自動車事故による損害の補償」

報告者 五十嵐 清

菅原 勝 伴

藤岡 康 宏

出席者 二六名

報告要旨は以下の通り。

昭和四八年五月の比較法学会では表題と同一テーマのシンポジウムがおこなわれたが、その準備をかねて、当日報告を予定されている三会員からそれぞれの担当部分につき紹介がなされた。

まず、五十嵐会員からこのテーマが比較法学会で取上げられた経過について説明がなされた。自動車事故による損害の補償を故意・過失を問わず、すなわち不法行為法ではなく災害保険によっておこなおうとする提案は、現在、世界各国で主張されており、今日の不法行為法の最も重要な課題の一つとなっている。わが国はすでに自動車損害賠償保障法というすぐれた制度を持っているが、被害者保護をはじめとしてなお不十分な点が多く、その再檢

討は交通法学会や私法学会の好個なテーマたりうる。しかし、交通事故補償の災害保険化は世界的関心事であるだけに、各国の動向を正確に認識することも重要である。この点、わが国にはこれまで主要国につき個別的には相当の成果があり、これを総括し問題提起をするためにも、本テーマを比較法学会で論じることが十分な意義がある、とされる。

ついで藤岡会員はドイツ法について報告された。災害保険化構想はもととアメリカやフランスに始まるものであるが、ドイツにも同趣旨のヒッペルの論文や、消極的な見解に到着しながらも同じ問題意識から出発しているヴァイヤースの本格的な法社会学的研究がある。ドイツは伝統的に民事責任論に対する郷愁が根強い国である。そこで、報告もこの点に焦点が合わされ、災害保険化構想は不法行為法や責任保険といかなるかかわりあいを持つか、という観点から既存の法制度の欠陥や改革案の骨子が紹介された。

最後に菅原会員からイギリス法とニュージーランド法につき詳細な報告がなされた。イギリスには代表的なものとしてストリートと、アティアの改革案がある。しかも同じ英米法圏に属するアメリカでは、責任保険の止揚されたものとして災害保険が位置づけられているのに対して、イギリスにおける提案（とくにアティア）は社会保障の一環として被害者を保護しようとする点で著しい特色を持っている。この社会保障化提案は一九七二年のニュージーランド新立法でその意図の一部実現をみている。この立法は不

法行為法の将来の行方を知るうえで出席者にとって興味深いものがあった。

三会員の報告後、ドイツにおける通勤途上の災害、自動車で外国旅行をした際の交通事故の取扱などに関する若干の具体的質問がなされた他、災害保険を構想しなければならぬ基本的考え方(哲学)は何か、という根本的疑問が提出された。これは、他の事故被害者に比べて何故交通事故被害者のみを有利に補償しなければならぬのか、という問題でもある。たしかに、災害保険的解決は魅力的であるかも知れない。しかし、それは従来 of 不法行為法の役割を大幅に減少させ波及効果が大きいだけに、その実現のためにはたんなる技術的問題を超えた哲学が必要であるように思われる。本報告を踏台に、さらに比較法学会におけるシンポジウムを契機として、本テーマが実務家や一般人を含めた広い範囲にわたって議論されることが期待される。

○昭和四八年五月二十五日(金)午後一時—五時

「公務員等の労働基本権権」

—最高裁四月二十五日判決を中心に—

報告者 佐 保 雅 子
出席者 二四名

報告要旨は以下の通り。

四月二十五日、最高裁大法廷は公務員ないし公社職員の争議行為に関して注目すべき三つの判決を下した。すなわち、国労久留米

駅事件、全農林長崎事件および全農林警職法反対闘争事件である。報告者は、これら三件につき事件の概要を説明したうえで、判例を変更したものとして特に重要視される第三の事件を中心に公務員の労働基本権にかんする話題を提供した。

この事件は、三三年十月衆議院に提出された警職法改正案に反対して統一行動が組まれた際、全農林労組の幹部が職場大会の実施につき正午出勤を指令した行為および大会当日職員にたいしてなした行為が、争議行為の「あおり」、「企て」に該当するとして起訴されたものである。大法廷は、被告人らの行為を国公法上の罰則の対象となるとして有罪を言渡した原判決を支持し、いわゆる「二重しぼり」論を採用した全司法仙台事件についての四四年四月二日の大法廷判決を明示的に変更した。

最高裁は政令二〇一号に関する二八年判決以来、公務員の労働基本権の制限を合憲とする見解を示してきた。しかし四一年の全通中郵事件では、この前提を維持しながらも、制限が合憲とされるための四条件が提示され、更に、先例を変更して、正当な争議行為である限り刑事責任の免責もあり得る旨が判示された。この判決は直接の刑罰規定を有しない公労法一七条に関するものであるにもかかわらず、全司法仙台事件および都教組事件において国公法・地公法違反の争議行為にもおしおよぼされ、四五年の横浜中郵事件判決をも含めて公務員の争議行為を刑事罰から解放するものと評価されていた。

この角度からみる限り今回の判決は前記全通中郵判決以来の判

例の傾向を逆転させたものと言えよう。ただこの判決が非現業公務員に関するものであることが注意されねばならない。現業公務員の争議行為については、全郵中郵事件判決がなお先例として生きていると解される。

○昭和四八年六月三日(金)午後一時半—五時

「精神分析学と法学」

——とくに精神分析理論の「子のプレイスメント (Placement)」についての法との関連を強調して——

講演 ジョゼフ・ゴール

ドジュタイン

出席者 約五五名

(札幌家庭裁判所と共催)

講演要旨は以下の通り。

序説 精神分析学と法学との関係一般

(法律時報一九七三年五月号101—102頁参照)

本講の目的は「子のプレイスメント」に関する手続法や実体法に精神分析の基準をどのように適用すべきかを明らかにしようとするものである。

「子のプレイスメント」とは、親子関係の成立・維持・変更に一般的でない特殊な関係をもつ立法・司法・行政上の判断すべてを含む用語である。

われわれの価値選択、(1)法は、子のニードを最高のものとしな

ければならない。(2)国家の干渉は最小限にすべきである。

われわれの新しい用語、(1)心理学的親子関係、(2)望まれた子、(3)事実上の親子関係。

子のプレイスメントに関する判断の三つの指標

(1)「プレイスメントの判断は、子のニードを継続して保護するものでなければならぬ。」

この指標が養子法・監護法に対してもつ意味は、子のプレイスメントは終局的かつ無条件でなければならず、終局的なプレイスメントまでの間に仮の判断によって子を移し変えてはならないということである。面接交渉権も望ましくない。

(2)「プレイスメントの判断は、大人の時間感覚ではなく、子の時間感覚をもとにするものでなければならない。」

それゆえ、子のプレイスメントが問題になるときは、それはつねに緊急事件として扱わなければならない。とくに、離婚手続において子の監護が争われるときは、離婚請求そのものの認否を待つことなく、それに先んじて、別個な迅速な手続によって解決されるべきである。その他、実体法上では、遺棄または恒久的な放任の概念も問題となる。

(3)「子のプレイスメントについて判断をするさいには、法には人間関係を管理する能力がないこと、および、長期の予測をする知識には限界があることが考慮されなければならない。」

(4)「子のプレイスメントは、子の発達するニードを満たすため、最も害が少ない選択可能な選択肢を提供しなければならぬ。」

われわれは、子のプレスメントの最高の指標として、従来の「子の最上の利益」という基準に代えて、上記の指標を提唱する。この新基準の主な構成要素は上述の三つの指標である。

結語。

社会は、子のプレスメントを将来の世代を保護する機会としなければならない。

○昭和四八年七月二〇日（金）午後一時半—五時

「身体障害者と選挙権」

報告者 今村 成 和

出席者 二〇名

報告要旨は以下の通り。

国民主権主義に基き、公務員の選定、罷免権を「国民固有の権利」と認めた憲法一五条の規定に基き、昭和二五年制定の公職選挙法は、有権者の範囲をできるだけ広く定めると共に、投票の方法についても、投票現場自書主義の例外として、代理投票や不在者投票の制度を新設し拡張した。

その一つとして、選挙の当日投票場に赴くことのできない身体障害者らに対しては、在宅投票の方法を認めたが、この制度は、昭和二六年四月の統一地方選挙において甚しく悪用されたということから、昭和二七年の公職選挙法改正に際し廃止された。

しかし、その実情は、公選法が、在宅投票の方法として、郵便投票のほかに、同居の親族が、投票用紙の請求や投票の提出を行

うことを認めたために、市町村選管の弱体に付け込んだ不正が大量に行われた、ということであって、これについては、多くの場合、選挙人本人は与り知らぬところであった。

従って、選挙制度調査会においても、郵便投票の制度は残すべきであるとの有力意見も存したが、選管などの強い意見により、在宅投票の制度そのものが廃止されてしまったのである。

そこで、このようなことは、身体障害者らにも保障されている選挙権の行使を、十分に尊重したものとはいえないから、憲法一五条のみならず、一四条、四四条および四七条にも違反する、というのが報告者の結論であった。

この報告をめぐる、活発な論議が交された。中には、国はそこ迄親切にしなければならないのか、との疑問を呈する者もあったが傾向としては、報告者の違憲論を支持する者が多かったようである。